

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例及び大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和5年3月23日

大田市長 **楫野弘和**

## 大田市条例第1号

### 大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となるものを除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は病院事業管理者 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる市の職員を除く。） 1

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田市条例第2号

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表温泉津会館の項及び小浜会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 大田市条例第3号

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成17年大田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の項中「78万円」を「82万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（給料月額の特例）

2 この条例の施行の際現に在職する市長が、令和5年4月1日から令和7年10月29日までの間において引き続き在職する場合には、この条例による改正後の大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例別表第1の規定は適用せず、なお従前の例による。

## 大田市条例第4号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年大田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を

有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 大田市条例第5号

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同

条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号」に改め、「、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「、「法第19条第1項第1号」を「、「同号」に改め、「に該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を削り、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改め、「、「第13条第2項中」の前に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「対象となる法第19条第1項第1号」を「対象となる法第19条第1号」に改める。



第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 大田市条例第6号

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の大田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

大田市条例第7号

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例  
大田市子ども・子育て支援推進会議条例（平成25年大田市条例第  
14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 大田市条例第8号

### 大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第12条の6の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第15条の2第1項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例第5条の2の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例第12条の6の12及び第15条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大田市条例第9号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2第1号アを次のように改める。

ア 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合

（ア）当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。）第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

（イ）当該住宅について省令第10条第2号イ（2）及び

同号ロ(2)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

別表第4の2第1号イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。）」を「省令」に改め、「あつては(ウ)」及び「及び(ウ)」の次に「又は(エ)」を加え、同号イ(ア)及び同号イ(イ)中「500平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イ(ウ)中「住宅部分について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、「500平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イに次のように加える。

(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）

別表第4の2第2号アを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする	
------------------------------	--

る場合	
(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
(イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	10,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）

別表第4の2第2号イ中「あつては(ウ)」及び「及び(ウ)」の次に「又は(エ)」を加え、同号イ(ア) a中「の床面積の合計」を「(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)」に改め、同号イ(ア) b中「500平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イ(イ)中「500平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イ(ウ)中「住宅部分について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、「5



00平方メートル未満」を「500平方メートル以内」に改め、同号イに次のように加える。

(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	57,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）

別表第4の3第5号ア(ア)a中「の床面積の合計」を「(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)」に改める。

別表第4の3第7号ア(ア)中「あつてはc」及び「及びc」の次に「又はd」を加え、同号ア(ア)c中「住宅部分について」の次に「省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。)を用いて」を加え、同号ア(ア)に次のように加える。

d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を	
--	--

用いて評価を行う場合

- |   |  |
|---|--|
| (a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの            | 32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円） |
| (b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの | 56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円） |

別表第4の3第7号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合

a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの            | 34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円） |
| (b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの | 37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円） |

b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円） |
|---------------------------|---|

(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上 500 平方メートル以内のもの	19,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000 円）
--	---

別表第 4 の 3 第 8 号ア(ア)中「あつては c」及び「及び c」の次に「又は d」を加え、同号ア(ア) c 中「住宅部分について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同号ア(ア)に次のように加える。

d 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	32,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000 円）
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 500 平方メートル以内のもの	56,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000 円）

別表第 4 の 3 第 8 号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 計画の変更に係る床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	17,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000 円）
(b) 計画の変更に係る床面積の合計が 200	19,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつて

平方メートル以上500平方メートル以内のもの	は、3,000円)
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
(b) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	10,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)

別表第4の3第10号ア(エ)中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号ウ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第 10 号

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年大田市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

大国地区運動場	大田市仁摩町大国 1 2 6 9 番地
馬路地区運動場	大田市仁摩町馬路 8 3 6 番地 1

」を

「

大国地区運動場	大田市仁摩町大国 1 2 6 9 番地
---------	---------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 大田市条例第11号

大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例及び大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田市農業構造改善センター及び農村広場の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第156号）及び大田市遊漁対策管理所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第178号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 大田市条例第12号

大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成21年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項報酬の欄中「390,000円」を「420,000円」に、副議長の項報酬の欄中「330,000円」を「370,000円」に、議員の項報酬の欄中「310,000円」を「350,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。